

## 改正後 民間残土受入地の登録申請及び審査要領

## 改正前 民間残土受入地の登録申請及び審査要領

1 目的 県が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事)に伴つて発生する建設発生土が、適正かつ安全に民間残土受入地に処理されることを目的とする。これは、他の箇所で不要となるものであり、この登録により県の建設工事で発生する建設発生土の搬出を可能とするものである。

2 民間残土受入地の登録申請  
(1) 民間残土受入地の登録申請書(事業者)  
総合事務所(中部総合事務所及び西部総合事務所を除く。以下同じ。)が発行する民間残土受入地一覧表に掲載を希望する者は、建設発生土の民間残土受入地の所在する総合事務所長へ、以下の書類を添えて提出すること。

- なお、提出部数は2部とする。  
①～②  
③受入地直下流側地区の同意書(受入地に1級河川、2級河川又は砂防河川等が近くする場合に限る)  
(2) 略

3 民間残土受入地の現地調査及び書類審査  
(1) 現地調査及び書類審査(総合事務所)  
総合事務所は、民間残土受入地の登録申請書、変更申請書、変更申請書を受け付けた場合、民間受入地の登録・変更・継続)現地調査票(様式-3)により、速やかに現地調査を行うこと。  
提出書類についても、内容(関係許可書等)を審査し、必要に応じて、事業者の指導を行うこと。  
(2) 民間残土受入地の現地調査及び書類審査(地方機関)  
各地方機関は、民間残土受入地一覧表に掲載する判断基準により、別紙「民間残土受入地一覧表へ掲載する判断基準」により適正で安全な受入地と判断した場合は、民間残土受入地一覧表へ送付する。  
企画課へ送付する。

1 目的 県が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事)に伴つて発生する建設発生土が、適正かつ安全に民間残土受入地に処理されることを目的とする。

2 民間残土受入地の登録申請書(事業者)  
(1) 民間残土受入地の登録申請書(事業者)  
鳥取県八頭地方整備局及び息見取県日野総合事務所(以下「各地方機関」という。)が発行する民間残土受入地一覧表に掲載を希望する者(以下「事業者」という。)は、建設発生土の民間残土受入地としての登録に必要な申請書を民間残土受入地の所在する各地方機関の長へ、以下の書類を添えて提出すること。

- なお、提出部数は2部とする。  
①～② 略

(2) 略

3 民間残土受入地の現地調査及び書類審査  
(1) 現地調査及び書類審査(地方機関)  
各地方機関は、民間残土受入地の登録申請書、変更申請書(様式-3)により、速やかに現地調査を行うこと。  
提出書類についても、内容(関係許可書等)を審査し、必要に応じて、事業者の指導を行わない。  
(2) 民間残土受入地の現地調査(地方機関)  
各地方機関は、別紙「民間残土受入地一覧表へ掲載する判断基準」により適正で安全な受入地と判断した場合は、民間残土受入地一覧表へ送付する。

改 正 後

改 正 後

#### 4 既掲載済みの民間残土受入地

(1) 略

- (2) 現地調査(総合事務所)  
民間残土受入地の登録申請書、変更申請書を受け付けた場合、民間受入地の(登録・変更・継続)現地調査票(様式-3)により、速やかに現地調査を行なうこと。  
(3) 民間残土処分地一覧表への掲載(総合事務所)  
民間残土受入地の(登録・変更・継続)現地調査票(様式-3)により現地調査を行なう場合、民間残土受入地と判断した場合は、速やかに民間残土受入地への掲載を継続する。

#### 5 受入が完了した民間残土受入地

(1) 略

- (2) 民間残土受入地一覧表への掲載(総合事務所)  
完了届けを受け付けた場合は、民間残土受入地一覧表への掲載を抹消する。  
民間残土受入地一覧表の抹消を行なった場合は、速やかに鳥取県土整備部企画課へ送付する。

#### 6掲載中の途中掲載取消し(総合事務所)

- 民間残土受入地一覧表に掲載されている事業者で、申請書類の判断基準に基づく虚偽が発覚した場合、パトロール等による産業廃棄物の混入が確認された場合及び周辺地域に重大な影響のある恐れのある安全上等の措置が必要な場合~~及び~~、即時掲載を取り消す。この場合、当初の申請書類が発覚した場合、各地方機関は、速やかに該事業者の記載事項の変更届けを提出せねばならない。また、パトロール等によっていたことが発覚した場合、各地機関は、改善が正しくは助言を行うものとし、期間内に是正・改善が図られない場合には掲載を取り消すこととする。

7 略

#### 8掲載通知書の送付(総合事務所)

- 民間残土受入地の登録申請書により提出された書類を審査した結果、適格と判断した場合は民間残土受入地一覧表に掲載する旨の掲載通知書(様式-5)を事業者に送付する。

9 その他  
建設発生土の搬出は、鳥取県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領に基づくものであり、登録受入地への搬出を約束するものではない。

#### 4 既掲載済みの民間残土受入地

(1) 略

- (2) 現地調査(地方機関)  
各地方機関は、民間残土受入地の登録申請書、変更申請書を受け付けた場合、民間受入地の(登録・変更・継続)現地調査票(様式-3)により現地調査を行なうこと。  
(3) 民間残土処分地一覧表への掲載(地方機関)  
民間残土受入地の(登録・変更・継続)現地調査票(様式-3)により現地調査を行なう場合、民間残土受入地と判断した場合は、速やかに民間残土受入地への掲載を継続する。

#### 5 受入が完了した民間残土受入地

(1) 略

- (2) 民間残土受入地一覧表への掲載(地方機関)  
完了届けを受け付けた場合は、民間残土受入地一覧表への掲載を抹消する。  
民間残土受入地一覧表の抹消を行なった場合は、速やかに鳥取県土整備部企画課へ送付する。

#### 6掲載中の途中掲載取消し(地方機関)

- 民間残土受入地一覧表に掲載されている事業者で、申請書類の判断基準に基づく虚偽が発覚した場合、パトロール等による産業廃棄物の混入が確認された場合及び周辺地域に重大な影響のある恐れのある安全上等の措置が必要な場合~~及び~~、即時掲載を取り消す。この場合、当初の申請書類が発覚した場合、各地方機関は、速やかに該事業者の記載事項の変更届けを提出せねばならない。また、パトロール等によっていたことが発覚した場合、各地機関は、改善が正しくは助言を行うものとし、期間内に是正・改善が図られない場合には掲載を取り消すこととする。

7 略

#### 8掲載通知書の送付(地方機関)

- 民間残土受入地の登録申請書により提出された書類を審査した結果、適格と判断した場合は民間残土受入地一覧表に掲載する旨の掲載通知書(様式-5)を事業者に送付する。

	改 正 後	改 正 前
10 施行	<p>この要領は、平成17年3月31日から施行する。 この要領は、平成17年4月27日から施行する。 <u>この要領は、平成19年8月1日から施行する。</u></p>	<p>この要領は、平成17年3月31日から施行する。</p>
9 施行	<p>この要領は、平成17年4月27日から施行する。</p>	<p>この要領は、平成17年3月31日から施行する。</p>

改 正 後		改 正 前	
様式-1	平成 年 月 日	様式-1	平成 年 月 日
<u>総合事務所長</u> 様	<u>地方機関の長</u> 様	<u>総合事務所長</u> 様	<u>地方機関の長</u> 様
事業者名称 代表者	事業者名称 代表者	事業者名称 代表者	事業者名称 代表者
<p>民間残土受入地の（登録・変更・継続）申請書</p> <p>標記について、下記のとおり残土受入地を（登録・変更・継続）したいので、民間残土受入地の登録申請及び審査要領2の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。</p> <p>記</p>		<p>民間残土受入地の（登録、変更、継続）申請書</p> <p>標記について、下記のとおり残土受入地を登録（変更、継続）したいので、民間残土受入地の登録申請及び審査要領2の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。</p> <p>記</p>	
<p><u>1 残土受入れの目的</u></p> <p><u>2 略 略 略 略 略 略 略 略</u></p> <p><u>3 略 略 略 略 略 略 略 略</u></p> <p><u>4 略 略 略 略 略 略 略 略</u></p> <p><u>5 略 略 略 略 略 略 略 略</u></p> <p><u>6 略 略 略 略 略 略 略 略</u></p> <p><u>7 略 略 略 略 略 略 略 略</u></p> <p><u>8 略 略 略 略 略 略 略 略</u></p>		<p><u>1 略 略 略 略 略 略 略 略</u></p> <p><u>2 略 略 略 略 略 略 略 略</u></p> <p><u>3 略 略 略 略 略 略 略 略</u></p> <p><u>4 略 略 略 略 略 略 略 略</u></p> <p><u>5 略 略 略 略 略 略 略 略</u></p> <p><u>6 略 略 略 略 略 略 略 略</u></p> <p><u>7 略 略 略 略 略 略 略 略</u></p> <p><u>8 略 略 略 略 略 略 略 略</u></p>	
<p>平成 年 月 日</p> <p>印</p>		<p>平成 年 月 日</p> <p>印</p>	
<p>不掲載同意書</p> <p>民間残土受入地一覧表に掲載されている事業者で、申請書類の虚偽等が発覚した場合、パトロール等により産業廃棄物の混入が確認された場合又は周辺地域に重大な影響を及ぼす恐れがある場合、不掲載とされてしまう場合があります。また、バトロール等による巡回時に、パトロール等が発覚した場合、各地方機関から事業者へ一定期間を設けて是正・改善を要した場合、各機関から事業者へ一定期間を設けて是正・改善を図らなければなりません。</p>		<p>不掲載同意書</p> <p>民間残土受入地一覧表に掲載されている事業者で、申請書類の虚偽等が発覚した場合、パトロール等により産業廃棄物の混入が確認された場合又は周辺地域に重大な影響を及ぼす恐れがある場合、不掲載とされてしまう場合があります。また、バトロール等が発覚した場合、各機関から事業者へ一定期間を設けて是正・改善を図らなければなりません。</p>	

改 正 後

様式一 3	民間残土受入地の(登録・変更・継続)現地調査票	
残土受入地の事業者名称 代表者名		
残土受入地の場所 略	市(郡)	町(村)
受入容量は 500 m <sup>3</sup> 以上か、 盛土高は 3 m以下か、	(※1, 2)	(※3)
略		

(注)調査した受入地に開発行為等の許認可に係る問題点が発見された場合は、業者を直接指導しないで、許認可権者へ速やかに報告すること。  
 ※1 東部総合事務所管内においては、「受入容量は 500 m<sup>3</sup>以上 6,000 m<sup>3</sup>以下か、  
 (ただし、6000 m<sup>3</sup>を超える分離宅地造成を目的とする場合は、技術企画課と協議)と読み替える。」  
 ※2 「民間残土受入地一覧表に掲載する判断基準」の7に該当する場合は、「受入容量は 500 m<sup>3</sup>以上 6,000 m<sup>3</sup>以下か」と読み替える。  
 ※3 東部総合事務所管内において、盛土法面が生じる場合に適用する。

調査年月日	平成 年 月 日
調査者	

様式一 4  
総合事務所長 様

平成 年 月 日  
事業者名称  
代表者  
印

民間残土受入地の完了届け

標記について、下記の残土受入地への受入が完了しましたので、届け出します。

記

1~7 略

改 正 前

様式一 3 民間残土受入地の(登録・変更・継続)現地調査票

残土受入地の事業者名称 代表者名	民間残土受入地の事業者名称 代表者名	
残土受入地の場所 略	市(郡)	町(村)
受入容量は 100 m <sup>3</sup> 以上か、		
盛土高は 3 m以下か、		
略		

(注)調査した受入地に開発行為等の許認可に係る問題点が発見された場合は、業者を直接指導しないで、許認可権者へ速やかに報告すること。

調査年月日	平成 年 月 日
調査者	

様式一 4  
地方機関の長 様

平成 年 月 日  
事業者名称  
代表者  
印

民間残土受入地の完了届け

標記について、下記の残土受入地への受入が完了しましたので、届け出します。

記

1~7 略

改 正 後		改 正 前	
様式－5－1 事業者名称 代 表 者 様	番 平成 年 月 号 日 総合事務所長 印	様式－5－1 事業者名称 代 表 者 様	番 平成 年 月 号 日 地方機関の長 印
掲載通知書  平成 年 月 日付けて提出された民間残土受入地の登録申請書について審査した結果、民間残土受入地一覧表に掲載します。 については、受入時期が随時可能となるよう受入れ態勢を整えておいてください。 (担当: 建設発生土の搬出は、鳥取県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領に基づき行うものであり、登録受入地への搬出を約束するものではありません。) (担当:	掲載通知書  平成 年 月 日付けて提出された民間残土受入地の登録申請書について審査した結果、民間残土受入地一覧表に掲載します。 については、受入時期が随時可能となるよう受入れ態勢を整えておいてください。 (担当: 建設発生土の搬出は、鳥取県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領に基づき行うものであり、登録受入地への搬出を約束するものではありません。) (担当:	不掲載通知書  平成 年 月 日付けて提出された民間残土受入地の登録申請書について審査した結果、下記理由により民間残土受入地一覧表には掲載しません。 (担当: 建設発生土の搬出は、鳥取県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領に基づき行うものであり、登録受入地への搬出を約束するものではありません。) (担当:	不掲載通知書  平成 年 月 日付けて提出された民間残土受入地の登録申請書について審査した結果、下記理由により民間残土受入地一覧表には掲載しません。 (担当: 建設発生土の搬出は、鳥取県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領に基づき行うものであり、登録受入地への搬出を約束するものではありません。) (担当:
記 1 不掲載の理由 ○○○○○○○○○○	記 1 不掲載の理由 ○○○○○○○○○○	記 1 不掲載の理由 ○○○○○○○○○○	記 1 不掲載の理由 ○○○○○○○○○○

改正後		改正前	
様式一6 事業者名称 代表者 様	番号 年月 印 民間残土受入地の是正勧告通知 標記について、下記のとおり残土受入地への是正勧告を通知します。 (担当: 1~8 略 記	番号 年月 印 民間残土受入地の是正勧告通知 標記について、下記のとおり残土受入地への是正勧告を通知します。 (担当: 1~8 略 記	番号 年月 印 民間残土受入地の是正勧告通知 標記について、下記のとおり残土受入地への是正勧告を通知します。 (担当: 1~8 略 記
様式一6 事業者名称 代表者 様	番号 年月 印 民間残土受入地の是正勧告通知 標記について、下記のとおり残土受入地への是正勧告を通知します。 (担当: 1~8 略 記	番号 年月 印 民間残土受入地の是正勧告通知 標記について、下記のとおり残土受入地への是正勧告を通知します。 (担当: 1~8 略 記	番号 年月 印 民間残土受入地の是正勧告通知 標記について、下記のとおり残土受入地への是正勧告を通知します。 (担当: 1~8 略 記

改正後	改正前
平成年月日 総合事務所長様	様式一7 平成年月日 地方機関の長様
<p>事業者名称 代表者</p> <p>印</p> <p>確認書</p> <p>記</p> <p>1 受け入れた残土をこの登録の目的外には使用しません。</p> <p>2 残土受入地の管理運営、防災・安全対策等は、○○○（※事業者名を明記する）の責任において誠実かつ正確なご回答をいたします。また、そのためために要する一切の費用についても、○○○（※事業者名を明記すること）が負担します。</p> <p>3 受け入れた残土をこの登録の目的外に使用した場合及び総合事務所から出されると告又は助言にて是正・改善を図らなかかつた場合には、受入費として鳥取県から徴収した金額を指すされた期日までに鳥取県に返還します。</p> <p>4 残土受入地において、土砂の崩落、流出等の事故が発生した場合、直ちに対策を行うとともに、関係機関等に連絡します。</p> <p>5 残土受入地周辺に溢水、汚水等による影響があつた場合、直ちに対策を行いうとともに、関係機関等に連絡します。</p> <p>6 残土受入地外の道路について、次のとおり対応します。        (1) 残土搬入により受入地外の道路が汚れた場合、清掃等は事業者の責任及び費用負担において行います。        (2) 略        (3) 国・県道等から受入地に至る道路に損傷があつた場合、補修等は事業者の責任及び費用負担において行います。</p>	<p>事業者名称 代表者</p> <p>印</p> <p>確認書</p> <p>記</p> <p>民間残土受入地の登録に当たり、下記のとおり対応することを確約します。</p>

(別紙)	改 正 後	(別紙)	改 正 前						
民間残土受入地一覧表に掲載する判断基準	民間残土受入地一覧表に掲載する判断基準	民間残土受入地一覧表に掲載する判断基準	民間残土受入地一覧表に掲載する判断基準						
1 現地調査において「適当」と判断する場合は、次のとおりとする。 ①～③ 略 ④ 適正な受入価格となつてゐる場合。	1 現地調査において「適当」と判断する場合は、次のとおりとする。 ①～③ 略 ④ 適正な受入価格となつてゐる場合。 ただし、受入地の範囲は所有地内とする。	1 現地調査において「適当」と判断する場合は、次のとおりとする。 ①～③ 略 ④ 地すべり防止法(建設省所管、農林水産省所管、林野庁所管)に基づく許可 ⑤～⑪ 略 上記のほかに、国有財產用途廃止付替申請に関する協議済文書等	1 現地調査において「適当」と判断する場合は、次のとおりとする。 ①～③ 略 ④ 地すべり防止法(建設省所管、農林水産省所管、林野庁所管)に基づく許可 ⑤～⑪ 略 上記のほかに、国有財產用途廃止付替申請に関する協議済文書等						
2 許可の種類とは、次のとおりとする。 ①～③ 略 ④ 地すべり防止法(国土交通省所管、農林水産省所管、林野庁所管)に基づく許可 ⑤～⑪ 略 上記のほかに、国有財產用途廃止付替申請に関する協議済文書等	2 許可の種類とは、次のとおりとする。 ①～③ 略 ④ 地すべり防止法(建設省所管、農林水産省所管、林野庁所管)に基づく許可 ⑤～⑪ 略 上記のほかに、国有財產用途廃止付替申請に関する協議済文書等	2 許可の種類とは、次のとおりとする。 ①～③ 略 ④ 地すべり防止法(建設省所管、農林水産省所管、林野庁所管)に基づく許可 ⑤～⑪ 略 上記のほかに、国有財產用途廃止付替申請に関する協議済文書等	2 許可の種類とは、次のとおりとする。 ①～③ 略 ④ 地すべり防止法(建設省所管、農林水産省所管、林野庁所管)に基づく許可 ⑤～⑪ 略 上記のほかに、国有財產用途廃止付替申請に関する協議済文書等						
3 許可以外の条件とは、次のとおりとする。 ① 略 ② 民間残土受入地の受入容量は次表のとおりとする。	3 許可以外の条件とは、次のとおりとする。 ① 略 ② 受入容量は100m <sup>3</sup> 以上であること。	3 許可以外の条件とは、次のとおりとする。 ① 略 ② 受入容量は100m <sup>3</sup> 以上であること。	3 許可以外の条件とは、次のとおりとする。 ① 略 ② 受入容量は100m <sup>3</sup> 以上であること。						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>総合事務所</th> <th>受入容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部総合事務所</td> <td>500m<sup>3</sup>以下 6,000m<sup>3</sup>以下</td> </tr> <tr> <td>八頭総合事務所 日野総合事務所</td> <td>500m<sup>3</sup>以上 (注1) (注2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 東部総合事務所管内において、受入容量が6,000m<sup>3</sup>を超える場合であつても分譲宅地造成を目的とした場合には、技術企画課と協議の上受けの判断を行つ。</p> <p>(注2) 7に該当する場合は、500m<sup>3</sup>以上6,000m<sup>3</sup>以下とする。</p> <p>③ 東部総合事務所管内において、盛土法面が生じる場合は、盛土高が3m以下であること。</p>				総合事務所	受入容量	東部総合事務所	500m <sup>3</sup> 以下 6,000m <sup>3</sup> 以下	八頭総合事務所 日野総合事務所	500m <sup>3</sup> 以上 (注1) (注2)
総合事務所	受入容量								
東部総合事務所	500m <sup>3</sup> 以下 6,000m <sup>3</sup> 以下								
八頭総合事務所 日野総合事務所	500m <sup>3</sup> 以上 (注1) (注2)								

## 改正後

4 適正な受入価格となつてゐるかの判断に、必要経費等（整地作業、防災対策、環境対策等の経費等）に対しても、適正な受入価格とみなつてゐるかを確認するものとし、技術企画課と協議の上、次基準による判断を行ふ。ただし、受入単価の上限は、原則として登録した時点における財團法人鳥取県建設技術センターの受入価格とする。また、7の場合には、受入費の徴収は認めないものとする。

区分	土地造成以外 適正な受入価格であるかを確認し、技術企画課と協議の上、判断する。	土地造成 ア、下記①、②を対象 (諸経費は含めない)	うち分譲宅地造成 受入費の徴収を認めない。 (諸経費は含めない) イ、下記③～⑤について では、現場条件により必要に応じて より対象とする。 (諸経費は含めない)
①整地費用	(1.5トンブルドーラー1台による整地単価に受入土量を掛けた額)		
②搬入管理費	(日当り普通作業員単価に受入日数を掛けた額)		
③清掃費用	(日当り隆作業員単価に受入日数を掛けた額)		
④安全管理制度費用	(日当り交通誘導員単価に受入日数を掛けた額)		
⑤重機輸送費用	(1.5トンブルドーラー1台の輸送(往復)費用)		
上記の受入日数は、受入土量を標準日当り施工量で除した数値。			

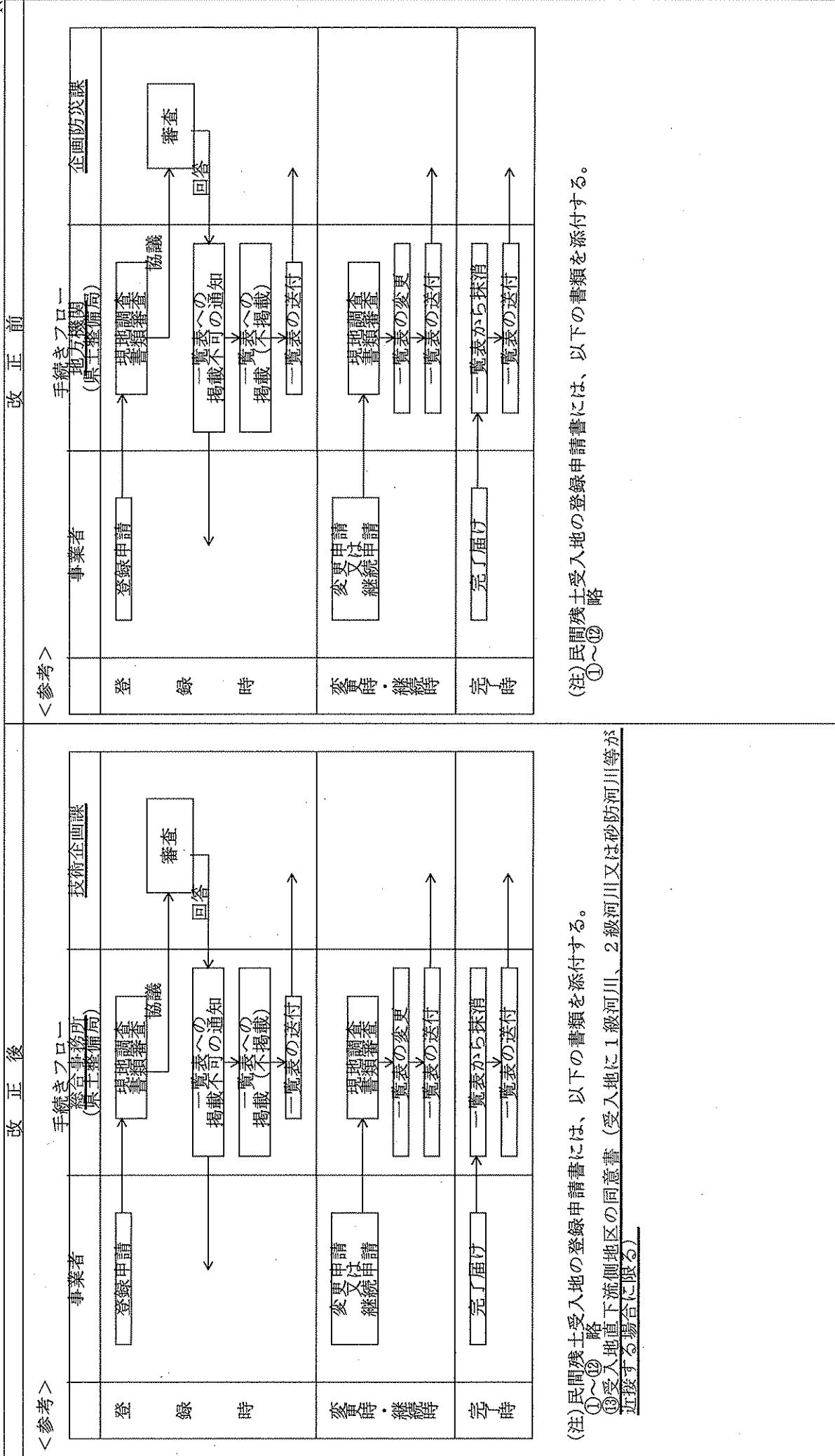
5 土地造成とみなす場合は、次のとおりとする。  
 ①受入地が公道に接していて、殻土を入れ後、容易に出入りができること。  
 ②受入地周辺の宅地化が進んでおり、容易に宅地になると判断されること。  
 ③殻土を入れ後、從前の農地としての機能を有しないものとなること。

6 民間殻土受入地の登録申請及び審査要領2 (1) (3)の近接とは、近接河川等から殻土受入地の盛土法尻までの距離が当該盛土高の2.5倍以内となる場合をいう。

7 登録申請を行なう場合については、次の事項を満足する目的で、砂利採取場跡地以外の土地に殻土を砂利採取場跡地の埋め戻しに利用するか確認し、技術企画課と協議の上、判断する。  
 ①砂利採取場跡地の埋め戻しに使用すると見込まれること。  
 ②砂利採取場跡地の埋め戻しが、登録申請した土地の殻土受入れが完了した後に行われる場合。  
 ③砂利採取法及び指導監督が遵守されること。

	改 正 後	改 正 前
8 残土の売却を目的とした民間残土受入地一覧表の掲載は認めない。		
9 その他 (1)総合事務所の所管区域については、平成19年4月1日時点での所管区域とする。 (2)現地調査等を行い、技術企画課と協議した上で、掲載についての判断を行う。 (3)パトロールの実施 総合事務所は、所管の受入地を定期的(年2回程度)にパトロールし、別紙パトロール調査票により技術企画課に報告するものとする。 <u>5 その他</u> (1)各地方機関の所管区域については、平成17年3月31日時点での所管区域とする。 (2)現地調査等を行い、企画防災課と協議した上で、掲載についての判断を行う。 (3)パトロールの実施 各地方機関は、所管の受入地を定期的(年2回程度)にパトロールし、別紙パトロール調査票により企画防災課に報告するものとする。		

改 正 後		改 正 前																					
<p>別紙 民間廃土受入地のパトロール調査票</p> <table border="1"> <tr> <td>残土受入地の事業者名 代表者名</td> <td>民間廃土受入地の事業者名 代表者名</td> </tr> <tr> <td>残土受入地の場所 市 (郡) 町 (村)</td> <td>残土受入地の場所 市 (郡) 町 (村)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>受入容積は500m<sup>3</sup>以上か、 (※1, 2) (※3)</td> <td>受入容積は100m<sup>3</sup>以上か、 略</td> </tr> <tr> <td>盛土高は3m以下か、 略</td> <td></td> </tr> </table>		残土受入地の事業者名 代表者名	民間廃土受入地の事業者名 代表者名	残土受入地の場所 市 (郡) 町 (村)	残土受入地の場所 市 (郡) 町 (村)	略	略	受入容積は500m <sup>3</sup> 以上か、 (※1, 2) (※3)	受入容積は100m <sup>3</sup> 以上か、 略	盛土高は3m以下か、 略		<p>別紙 民間廃土受入地のパトロール調査票</p> <table border="1"> <tr> <td>残土受入地の事業者名 代表者名</td> <td>民間廃土受入地の事業者名 代表者名</td> </tr> <tr> <td>残土受入地の場所 市 (郡) 町 (村)</td> <td>残土受入地の場所 市 (郡) 町 (村)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>受入容積は500m<sup>3</sup>以上か、 (※1, 2) (※3)</td> <td>受入容積は100m<sup>3</sup>以上か、 略</td> </tr> <tr> <td>盛土高は3m以下か、 略</td> <td></td> </tr> </table>		残土受入地の事業者名 代表者名	民間廃土受入地の事業者名 代表者名	残土受入地の場所 市 (郡) 町 (村)	残土受入地の場所 市 (郡) 町 (村)	略	略	受入容積は500m <sup>3</sup> 以上か、 (※1, 2) (※3)	受入容積は100m <sup>3</sup> 以上か、 略	盛土高は3m以下か、 略	
残土受入地の事業者名 代表者名	民間廃土受入地の事業者名 代表者名																						
残土受入地の場所 市 (郡) 町 (村)	残土受入地の場所 市 (郡) 町 (村)																						
略	略																						
受入容積は500m <sup>3</sup> 以上か、 (※1, 2) (※3)	受入容積は100m <sup>3</sup> 以上か、 略																						
盛土高は3m以下か、 略																							
残土受入地の事業者名 代表者名	民間廃土受入地の事業者名 代表者名																						
残土受入地の場所 市 (郡) 町 (村)	残土受入地の場所 市 (郡) 町 (村)																						
略	略																						
受入容積は500m <sup>3</sup> 以上か、 (※1, 2) (※3)	受入容積は100m <sup>3</sup> 以上か、 略																						
盛土高は3m以下か、 略																							
<p>(注) 問題がある場合は、現況写真等を添付し報告する。</p> <p>※1 東部総合事務所管内においては、「受入容積は500m<sup>3</sup>以上6,000m<sup>3</sup>以下か! (ただし、6,000m<sup>3</sup>を超える分譲宅地造成を目的とする場合は、技術企画課と協議) と読み替える。</p> <p>※2 「民間廃土受入地一覧表に掲載する判断基準」の7に該当する場合は、「受入容積は500m<sup>3</sup>以上6,000m<sup>3</sup>以下か! と読み替える。</p> <p>※3 東部総合事務所管内において、盛土法面が生じる場合に適用する。</p>																							
<table border="1"> <tr> <td>報告年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>地方機関名</td> <td>調査者</td> </tr> </table>				報告年月日	平成 年 月 日	地方機関名	調査者																
報告年月日	平成 年 月 日																						
地方機関名	調査者																						



(注)民間残土受入地の登録申請書には、以下の書類を添付する。

- ①～②略
- ③受入地直下流側地区の同意書（受入地に1級河川、2級河川又は砂防河川等が接する場合に限る）

(注)民間残土受入地の登録申請書には、以下の書類を添付する。

- ①～②略
- ③受入地直下流側地区の同意書（受入地に1級河川、2級河川又は砂防河川等が接する場合に限る）

		改 正 後	改 正 前
<参考>		<参考>	
<参考>		○ 略	
1 及び 2	略	1 及び 2 略	
3 防災関係	○ 略	3 防災関係 ① 略 ② 地すべり防止法(国土交通省所管、農林水産省所管、林野庁所管) ③～⑥ 略	
4	略	4 略	